

【 別 添 】  
事 務 連 絡  
令和 4 年 12 月 26 日

各 都道府県 認可外保育施設主管部（局）御中  
市区町村

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

### 認可外保育施設における業務継続計画等について

令和 4 年 11 月 30 日に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 92 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日より施行されます。

改正省令では、児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書（令和 4 年 1 月 31 日とりまとめ。以下「研究会報告書」という。）を踏まえ、児童福祉施設、小規模住居型児童養育事業所、家庭的保育事業所等、児童自立生活援助事業所及び放課後児童健全育成事業所（以下「児童福祉施設等」という。）に対して、

- ・ 業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること
- ・ 定期的業務継続計画の見直しを行うこと
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること

を努力義務として定めております。

認可外保育施設についても、業務継続計画の策定に努めていただくよう、指導監督基準の考え方において改正省令の内容を追記する予定であり、令和 5 年 1 月末を目途に指導監督基準を改正し（参考参照）、令和 5 年 4 月 1 日より施行する予定です。

業務継続計画の策定にあたっては、令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、

- ・ 業務継続計画を策定するにあたって配慮すべき事項をまとめた業務継続ガイドライン

- ・ 業務継続ガイドライン等を活用し、業務継続計画の作成や見直しに資する研修動画

- ・ 感染症対策マニュアル及び研修動画

が作成されており、国においても当該ガイドラインを用いて児童福祉施設等において業務継続計画を策定するためのひな形を作成しているため、認可外保育施設においてもご参照いただくとともに、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（2022（令和4）年10月一部改訂）も併せてご参照ください。

各都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市認可外保育施設主管部局におかれては、貴管内の認可外保育施設に対し、本事務連絡の内容について周知していただくようお願いします。

#### <送付物>

1. 業務継続ガイドライン
2. 児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形）
3. 研修動画（児童福祉施設に係るBCPについて）
4. 感染症対策マニュアル
5. 研修動画（児童福祉施設に係る感染症対策について）

○本件についての問合せ先

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL：03-5253-1111（内線4838）

FAX：03-3595-2313

E-mail：ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(参考)

改正後の認可外保育施設指導監督基準イメージ  
(赤字下線部分を追記予定)

(注)         の枠外が指導監督基準であり、        の枠内がその考え方である。

第3 非常災害に対する措置

1 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

○ 児童福祉施設設備運営基準第6条

1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

○ 家庭的保育事業等設備運営基準第7条

1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

○ 火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引渡し方法等に関する確認等に努めること。  
(保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)第3章4節「災害への備え」参照。)

○ 児童福祉施設設備運営基準第9条の4

- 1 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。